ノートルダム清心女子大学履修規程

（趣旨）

第１条　この規程は，ノートルダム清心女子大学学則第37条第２項に基づき，本学における授業科目の履修に関する必要な事項を定めるものとする。

（卒業要件）

第２条　学生は，各学科の教育課程に従って，全学共通科目，学科科目（他学科科目を含む。），キリスト教文化研究所開講科目及び教職に関する科目から所定の単位を修得するものとする。

２　文学部英語英文学科に英米文学履修コース，英語学･言語学履修コース，及び国際コミュニケーション履修コースを設ける。当該学科学生は，いずれかの履修コースを選択して単位を修得するものとする。

３　文学部日本語日本文学科においては，履修の方法を明確にするため，「日本文学」及び「日本語学」の次欄に「特講」，「講読」及び「演習」の区分を，「言語文化」の次欄に「特講」，「演習」及び「実技」の区分を設けるものとする。

４　文学部現代社会学科に現代社会学履修コース及び社会史履修コースを設ける。当該学科学生は，いずれかの履修コースを選択して単位を修得するものとする。

５　人間生活学部人間生活学科に人間福祉学履修コース，経営経済学履修コース及び生活環境学履修コースを設ける。当該学科学生は，いずれかの履修コースを選択して単位を修得するものとする。

６　各学科の卒業に必要な科目及び単位数は，別表１～６に掲げるとおりとする。

（履修の方法）

第３条　授業科目は，配当された年次において履修するものとする。ただし，配当年次以上の年次において履修することを妨げない。

２　すでに単位を修得した授業科目は重ねて履修できない。ただし，別表１～６の備考欄に指定された科目については重ねて履修することができる。

３　所属学科以外の学科科目は，他学科開放の指定のあるものに限って履修することができる。

４　教職，学校図書館司書教諭，司書，社会教育主事，博物館（学芸員資格），日本語教員養成等の各課程ごとに定められた手続きを経た者に限って履修できる授業科目を指定することがある。指定する授業科目は別途公示する。

５　開講される授業科目のうち，履修することができる学科を指定することがある。指定する授業科目は別途公示する。

（開講科目の公示）

第４条　各年度において開講する授業科目，配当年次，他学科開放の指定及び担当教員は，学年の始めに開講科目一覧として公示する。ただし，特別に開講される授業科目は，別途公示する。

２　公示した授業科目であっても，次の各号の一に該当する場合は，開講を取りやめることがある。

⑴　履修者が５人未満の場合。

⑵　開講できないやむを得ない事情があると学務部長が判断した場合。

（授業時間）

第５条　本学の授業時間は，次に掲げる時間帯とする。

１時限	２時限	３時限	４時限	５時限
９：00～10：30	10：45～12：15	13：00～14：30	14：45～16：15	16：30～18：00

（履修登録）

第６条　学生は，各期の始めの定められた期間に履修しようとする授業科目を登録するものとする。この際，第１期中に開始される授業科目は第１期に，第２期中に開始される授業科目は第２期に登録するものとする。

2　学生が各学期及び年間にわたって適切に授業科目を履修するため，学生が修得すべき単位数について各学期及び年間に登録できる単位数の上限（以下「履修科目登録単位の上限」という。）を設ける。

3　履修科目登録単位の上限については，別に定める。

4　削除

5　履修登録をしていない授業科目は，成績評価及び単位認定を一切行わない。

6　履修登録後は，特別の理由のない限り，履修科目の追加は原則として認めない。履修科目の取消しは，別途定められた期日内に，所定の手続きを経て行うことができる。

7　削除

8　第１項の規定にかかわらず，第４条ただし書きの授業科目は別途授業科目登録期日を公示する。

9　病気その他やむを得ない理由により所定の期日に登録できない者は，病気の場合は医師の診断書，その他の場合は理由書を添付し，学務部教務係へ願い出て登録期日を変更することができる。

10　第６項の規定にかかわらず，病気その他やむを得ない理由による場合は，履修を取り消すことができるものとする。

11　一部授業科目について，受講定員を設けることがある。この場合，仮登録，抽選等の方法で受講者を選定する。

12　一部授業科目について，GPAなど，過去に履修した科目の成績を受講者の選定に用いることがある。

13　履修登録は，前項各号に関するもののほか，学則，履修規程及び開講科目一覧に示す履修条件に合致するものでなければならない。

（各種免許・資格取得）

第７条　教育職員免許状を取得しようとする者は，次表に掲げる学部・学科において，各免許状ごとに別に定める認定課程の授業科目を履修するものとする。

学　部　・　学　科	免許状の種類（免許教科）
文学部英語英文学科	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）
文学部日本語日本文学科	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（書道）
文学部現代社会学科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史） 高等学校教諭一種免許状（公民）
人間生活学部人間生活学科	中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（福祉）
人間生活学部児童学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 （知的障害者に関する教育の領域） （肢体不自由者に関する教育の領域） （病弱者に関する教育の領域）
人間生活学部食品栄養学科	栄養教諭一種免許状

2　食品栄養学科の学生は，栄養士免許，管理栄養士国家試験受験資格，食品衛生管理者任用資格及び食品衛生監視員任用資格について，別に定める課程の授業科目を履修するものとする。

3　社会教育主事資格，社会調査士資格，社会福祉士試験受験資格，保育士資格，モンテッソーリ教育免許，学校図書館司書教諭資格，司書資格，学芸員資格及び日本語教員資格を取得しようとする者は，別に定める課程等の授業科目を履修するものとする。

4　前各項に規定する授業科目を履修するためには，それぞれの課程等履修費を納入し，課程等履修届を提出しなければならない。その手続きについては別に定める。ただし，第２項に規定する食品衛生管理者任用資格及び食

品衛生監視員任用資格並びに第３項に規定する社会調査士資格については，この規定を適用しない。
５　前３項に規定する授業科目の履修登録は，第６条の規定を適用する。
（休講）
第８条　大学又は授業担当者がやむを得ない事情で授業を休講する場合は，事前に掲示により学生に通知する。
２　不測の事態に対する休講措置は，別に定める。
（補講）
第９条　休講になった授業科目は，期間を定めて補講を行うものとする。ただし，授業担当者が適宜行うこともある。
（欠席）
第10条　学生が連続して１週間以上欠席するときは，病気の場合は医師の診断書を，その他の場合は理由書を添付して，速やかに学務部長に届け出るものとする。
２　授業の出席扱い制度の取扱いについては，別に定める。
第11条　削除
２　削除
３　削除
４　削除
（試験）
第12条　削除
２　削除
３　削除
４　削除
（卒業論文の提出及び審査）
第13条　削除
２　削除
（再入学者等の履修及び既修得単位の認定）
第14条　本学に再入学，学士入学，転入学，編入学した者及び大学を中退し，新たに本学の１年次に入学した者は，入学許可された年次の規則，規程を適用し，履修科目の登録をするものとする。
２　転学科（転学部を伴う場合を含む。）した者は，許可された年次の規則，規程を適用し，履修科目の登録をするものとする。
３　第１項及び第２項の学生に係る既修得単位の認定に関する細則は，別に定める。
第15条　この規程の改廃は，教務委員会及び教援会の議を経て，学長が行う。
附　則
この規程は，1994年４月１日から施行する。（中間省略）
附　則
１　この規程は，2000年４月１日から施行する。
２　1999年度以前の入学者については，改正後の第２条の規定にかかわらず，なお従前の例による。
附　則
１　この規程は，2001年４月１日から施行する。
２　規程改正前に在学する学生については，なお従前の例による。ただし，第７条第１項の改正規定は，2000年度以前の入学者にこれを適用する。また，改正後の第７条第３項に規定する社会福祉士試験受験資格については，2000年度入学生からこれを適用する。
附　則
１　この規程は，2002年４月１日から施行する。
２　規程改正前に在学する学生については，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，2003年４月１日から施行する。

2　規程改正前に在学する学生については，なお従前の例による。ただし，改正後の第７条第３項に規定する司書資格については，2002年度以前の入学者にこれを適用する。

附　則

1　この規程は，2004年４月１日から施行する。

2　規程改正前に在学する学生については，なお従前の例による。ただし，改正後の別表３の規定は，2003年度入学生からこれを適用する。

附　則

1　この規程は，2005年４月１日から施行する。

2　規程改正前に在学する学生については，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，2006年４月１日から施行する。

2　規程改正前に在学する学生については，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，2007年４月１日から施行する。

2　規程改正前に在学する学生については，なお従前の例による。

附　則

この規程は，2008年９月22日から施行する。

附　則

1　この規程は，2009年４月１日から施行する。

2　規程改正前に在学する学生については，なお従前の例による。ただし，改正後の別表２の規定で新たに開講する授業科目は，2008年度以前の入学者についても履修することができる。

附　則

1　この規程は，2010年４月１日から施行する。

2　規程改正前に在学する学生については，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，2011年４月１日から施行する。

2　規程改正前に在学する学生については，なお従前の例による。ただし，第５条及び第10条第２項の規定並びに別表３の授業科目「社会研究総合」は，2010年度以前の入学者についてもこれを適用する。なお，2010年度以前の入学者には，授業科目「社会研究総合」を学科関連科目として適用する。

附　則

1　この規程は，2012年４月１日から施行する。

2　規程改正前に在学する学生については，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，2013年４月１日から施行する。

2　規程改正前に在学する学生については，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，2014年４月１日から施行する。

2　本規程の施行前に在学する学生については，なお従前の例による。ただし，改正後の第６条第７項については，2013年度以前の入学者についてもこれを適用する。

附　則

1　この規程は，2015年４月１日から施行する。

2　本規程の施行前に在学する学生については，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，2016年４月１日から施行する。

2　本規程の施行前に在学する学生については，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，2017年４月１日から施行する。

2　本規程の施行前に在学する学生については，なお従前の例による。ただし，改正後の別表Ⅱの３の授業科目「現代社会学特講Ⅳ」，「社会史特講Ⅴ」及び「社会史特講Ⅵ」については，2016年度以前の入学生についても履修することができる。この場合，各入学年度の学則別表Ⅱの３の学科関連科目として適用する。

附　則

1　この規程は，2018年４月１日から施行する。

2　規程改正前に在学する学生については，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，2019年４月１日から施行する。

2　本規程の施行前に在学する学生については，なお従前の例による。ただし，改正後の第３条第４項，第３条第５項，第６条第１項，第６条第６項及び第６条第10項から第13項については，2018年度以前の入学生についてもこれを適用する。

附　則

1　この規程は，2020年４月１日から施行する。

2　本規程の施行前に在学する学生については，なお従前の例による。ただし，改正後の第４条第２項，第６条第７項，第12条及び第13条については，2019年度以前の入学生についてもこれを適用する。

附　則

1　この規程は，2021年４月１日から施行する。

2　本規程の施行前に在学する学生については，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，2022年４月１日から施行する。

2　本規程の施行前に在学する学生についても，これを適用する。